

生活サポートサービス

ご相談無料です



日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。
団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルズ相談は病気オプション(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。
詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

- 健康・医療相談
- メンタルヘルズ相談 等

介護

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談 等



認知症・行方不明時の対応相談

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談 等



暮らしの相談

- 暮らしのトラブル相談
- 暮らしの税務相談



情報提供・紹介サービス

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供 等

□三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
*サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。
*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

万一の事故にあわれたときは… **ケガ 病気 携行品**



保険金請求WEBをご利用ください

事故連絡・保険金請求が、スマートフォンなどを利用してWEBで手続きできます。

24時間
365日
手続き可能!

お手続きはこちらからアクセス
詳しい説明もご覧いただけます。



WEB保険金請求なら、ペーパーレスでスピーディーにお手続きが可能です。

- ①ご本人(17才以下の未成年者の場合は親権者)のお手続きであること。
- ②保険金の振込指定口座がご本人名義であること。
- ③ケガの場合は治療が終了していること。

「保険金請求WEB」を
ご利用になれない場合は

遅滞なく右記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)
事故は いち早く

代理店・扱者

JP損保サービス株式会社

〈支店一覧〉

北海道 TEL:011-717-4431

東北 TEL:022-214-4104

関東 TEL:03-5226-0217

東京・南関東 TEL:03-5226-0218

信越 TEL:026-223-6346

北陸 TEL:076-265-6465

東海 TEL:052-201-0338

近畿 TEL:06-4256-2512

中国 TEL:082-228-0261

四国 TEL:089-931-3798

九州 TEL:096-371-7210

沖縄県担当 TEL:03-5226-8480

ホームページアドレス:https://www.jp-sonpo.co.jp/

引受保険会社(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-4061

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

令和7年7月1日始期用

ささえる人 を ささえる 保険

団体傷害 補償制度

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

ケガ・日常生活のリスク・
病気・介護に備える保険

日本郵政グループの
正社員・正社員の退職者・
契約社員(期間雇用社員*)の
皆さま専用

*詳細はP.10をご覧ください。

point
1

NEW ホールインワンオプションの新設

ホールインワン・
アルバトロス達成時に補償
一時金30万円



point
2

基本補償〔ケガの補償〕

骨折・関節脱臼・
腱の断裂時に補償
一時金(1口1万円)



point
3

本人介護オプション

要介護2以上から補償
一時金200万円



割安な保険料

団体割引

※
30%適用

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注)パンフレットはWeb申込画面でもご確認ください。

保険期間

令和7年7月1日午後4時～令和8年7月1日午後4時1年間

中途加入も
できます

中途加入の場合の補償期間

申込日の翌月1日午前0時～令和8年7月1日午後4時

〈自動払込利用申込書が申込み月の月末までにJP損保サービスに到着することが必要となります。〉

保険契約者 日本郵政株式会社

代理店・扱者 JP損保サービス株式会社

1 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約が新設されました! (国内のみ)

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに30万円を限度に補償いたします!

こんな時に
お役に立ちます!

- 達成のお祝いを記念して贈呈用のタオルを購入した。
- 友人や知人を招いて祝賀会を開催した。
- 達成の記念にゴルフ場に植樹をした。



- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。(セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払対象については、「重要事項説明書」の「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。)
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は「重要事項説明書」をご参照ください。
 - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合
- 複数の保険(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。

ゴルフ競技者の加入プラン例はP.6をご参照ください。

2 基本補償(ケガの補償) 骨折・関節脱臼・腱の断裂時に一時金(1口1万円)をお支払いします!

業務中・歩行中(転倒)・
スポーツ中など
さまざまな場面に
リスクが潜んでいます。



一時金は
一時的な交通費としても
活用できます。



家族全員への備えが重要!

家族型 がおすすめ!(P.7、9)

骨折が介護の原因となる
割合は13.9%!
(厚生労働省 令和4年 国民生活基礎調査の概況)

本人介護オプション がおすすめ!

お支払い事例

- 布団を畳んで片付けている時にタンスの角に右脚薬指を強くぶつけて、右第4趾末節骨折。
- 道を歩いている際、道に出ていたネットに左足を引っ掛けて転倒し、右膝下を骨折。
- 洗濯物を干していた際に転倒し、右手首を骨折。

3 本人介護オプション 昨年、本人介護オプションの補償が拡大しました!

詳細はP.28をご確認ください。

<本人介護オプション(BRセット、ERセット)補償拡大の特徴>

支払要件が「要介護3以上」 ➡ 「要介護2以上」 一時金の金額が「100万円」 ➡ 「200万円」



公的
介護保険 現金給付ではなく
「介護サービスの給付」が原則

多くの方が**初期費用が必要**と考えています

初期費用は
いくらぐらい
必要?

必要と考える平均金額

約**234万円**

世帯主または配偶者が要介護状態となった場合に、公的介護保険の範囲外の費用*に対して必要と考える初期費用の平均は234万円でした。
*公的介護保険の範囲外の費用とは、住宅改造や介護品購入などの初期費用や、月々かかる費用などをさします。
生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」から作成

NEW ゴルファープランを新設しました!

ご自身のケガ

基本補償
B・E

ゴルフプレー中や練習中に
ご自身がケガをしてしまった
ときのために…



保険金をお支払いする具体例

- ゴルフ場でプレー中に、隣のホールから飛んできたボールが当たってケガをした。
- ゴルフ練習場で練習中に、つまづいて転倒しケガをした。
- ゴルフ場のクラブハウスのお風呂で転倒しケガをした。

オプション

ゴルフ用品の損害

用品オプション
BK・EK

ゴルフ用品が盗難に遭ったり
ゴルフクラブが壊れてしまっ
たりしたときのために…



保険金をお支払いする具体例

- ゴルフ場でプレー中に過ぎてゴルフクラブを折ってしまった。
- ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。

オプション

第三者への賠償

日常生活賠償
オプション
BL・EL

他のプレーヤーにケガをさせたり、他人の物を壊してしまったりしたときのために…



保険金をお支払いする具体例

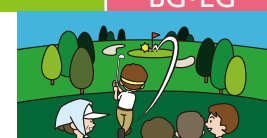
- ゴルフ場で打ったボールが他のプレーヤーに当たってケガをさせた。
- 自宅の庭で練習中に過ぎて隣家のガラスを割った。
- ゴルフ練習場でバックスイングをした際、隣の打席の人にゴルフクラブをぶつけてケガをさせた。

オプション

ホールインワン等の達成

ホールインワン
オプション
BG・EG

ホールインワンやアルバトロスを達成し、お祝いの費用がかかったときのために…



保険金をお支払いする具体例

- 達成のお祝いを記念して贈呈用のタオルを購入した。
- 友人や知人を招いて祝賀会を開催した。
- 達成の記念にゴルフ場に植樹をした。

保険金お支払い例

ご自身のケガ

ラウンド中につまづいて転倒し半月板を損傷。11日間入院した。

お支払い保険金額例

約36,000円

第三者に対する賠償責任

ゴルフカートの運転中に操作を誤って横転。ゴルフカートが破損した。

約450,000円

ゴルフ用品の損害

ゴルフ練習場内でドライバーのスイング中、床にぶつかりヘッドが破損した。

約50,000円

ホールインワン・アルバトロス

ホールインワンを達成し、祝賀会を開催した。

約300,000円

※実際のお支払いはご加入の内容や事故の状況により異なります。

ゴルファープランの保険料例はP.6をご参照ください。

INDEX

今年度のトピックス……………P.2、3
団体傷害補償制度の全体像……………P.4、5
補償内容・保険料【新規の方向け】……………P.6、7
補償内容・保険料【新規・継続の方向け】……………P.8、9
加入資格 申込人となる人、被保険者となる人……………P.10、11
Q&A……………P.12
募集要項 保険期間、募集の締切、自動継続について……………P.13
保険金をお支払する場合・
保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合……………P.14～23

ご注意・ご加入内容確認事項……………P.24
健康状況告知書ご記入の案内……………P.25
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ……………P.26、27
令和5年6月以前に本人介護オプション(BHセット、EHセット)にご加入されているお客さまへ……………P.28、29
万一、事故が発生した場合は・個人情報の取扱いについて……………P.30
重要事項のご説明……………P.31～33
健康状況告知書 質問事項……………P.34、35
生活サポートサービス、保険金請求WEB……………裏表紙

団体傷害補償制度の全体像

予期せぬ「ケガ」「日常生活におけるリスク」「病気」「介護」に対して備えておきたい補償を取り揃えて
ぜひ日本郵政グループの正社員・正社員の退職者、契約社員（期間雇用社員*）の皆さま専用の団体傷

*詳細はP.10をご覧ください。

害補償制度をご活用ください。



基本補償〔ケガの補償〕に選べるオプションを追加することで、補償をワイドにできます。

基本補償〔ケガの補償〕

個人型

家族型

基本補償で気になるリスクもカバー

1日目の
入院・通院から
OK!

国内・国外を問わず、
日常生活・業務中はもちろん
通勤中からスポーツ中のケガまで
幅広く補償します。

**骨折・関節脱臼・腱の断裂時に
一時金（1口1万円）を
お支払いします！**



骨折で
入院



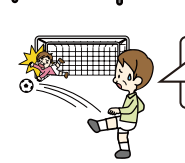
熱中症で
入院



地震もしくは
噴火またはこれらを
原因とする津波によって
ケガをして通院



駅の階段から
落ちて
ケガをした



スポーツ中に
ケガをした



料理中に
ヤケドをした



業務中に
ケガをした



海外旅行先で
ケガをした

選べるオプション（追加補償）

個人型

家族型

今話題！
自転車保険にも対応

**日常生活賠償
オプション**



**国内示談交渉
サービス付き**

国内・国外を問わず、日常生活
において他人にケガをさせたり、
他人の物を壊したり、**日本
国内**で線路への立入りなどで
電車等を運行不能にさせてし
まったことなどにより、法律上
の損害賠償責任を負われた場
合に補償します。ご家族も被
保険者となり、1事故につき1
億円まで補償されます。

被害者になったときの
安心感

**弁護士費用
オプション**



国内の日常生活において、ご
本人およびご家族が偶然な被
害事故にあった場合に、損害
賠償を請求するための弁護士
費用等や法律相談費用を補償
します。
事故で被害者になったときに
弁護士に相談する際の費用な
どに備えることができます。
(注) 弁護士費用特約については、日
本国内における偶然な事故が
対象となります。国外での事故
は対象外となります。詳細は
P.31をご覧ください。

眼鏡やタブレット端末等
も補償

**用品
オプション**



＜携行品損害補償＞
国内・国外を問わず、住宅（敷
地を含む）外で携行している
身の回り品が偶然な事故に
よって損害を受けた場合に保
険金をお支払いします。
＜受託物賠償責任補償＞
他人（レンタル業者を含む）か
ら借りたり、預かったりした受
託物が偶然な事故によって損
害を受けた場合に保険金をお
支払いします。（ただし日本国
外で受託した物は対象となり
ません。）
(注) 携行品損害補償と受託物賠償
責任補償では被保険者（補償の
対象者）が異なります。詳細は
P.31をご確認ください。

NEW
ホールインワン・
アルバトロスを
達成しても安心

**ホールインワン
オプション**



国内のゴルフ場において、ゴ
ルフ競技中にホールインワン
またはアルバトロスを達成し
た場合に、慣習として以下費
用を負担した場合に保険金
をお支払いします。*1

- ① 贈呈用記念品購入費用
- ② 祝賀会費用
- ③ ゴルフ場に対する記念植
樹費用
- ④ 同伴キャディに対する祝儀
- ⑤ ①～④まで以外のその他
慣習として支出することが
適当な費用（保険金額の
10%限度）

個人型

人気急上昇

**病気
オプション**



国内・国外を問わず、病気によ
る日帰り入院を含む、入院・手
術・放射線治療、退院後の通院
の保険金をお支払いします。
**さらに日本国内で先進医療を
受けた場合の費用も1,000万
円まで補償します。**

**たとえば
重粒子線治療！**

ガン治療に効果が見込
まれる重粒子線治療の
自己負担は…

約316万円※2

※2 令和4年12月8日厚生労働省「第117回先進医療会議」資料
「令和4年度実績報告（令和3年7月1日～令和4年6月30日）」より

注目度アップ

**本人介護
オプション**



被保険者ご本人が要介護状態
となり、その状態が180日を超
えて継続した場合に一時金をお
支払いします。介護のため
一時的に必要な費用（介護
用品・住宅リフォーム費用等）
に充当することを目的とした特
約です。

**必要となる
住宅改修費用！**

浴室・トイレ・玄関・階
段などの手すりの取り
付け、段差の解消など
が挙げられます。

〈保険金のお支払い事例〉

ケガの補償

坂道をランニング中つまずいて転倒し、右鎖骨を骨折、
35日間通院した。（33,600円のお支払い）

個人型〔ケガの補償〕 Bセット1口

傷害通院保険金 1,600円× 7日間=11,200円
800円×28日間=22,400円

日常生活賠償オプション

友人宅の最新型テレビを倒してしまい修理が必要になった。
（63,000円のお支払い）

個人型〔ケガの補償〕 Bセット1口 + **日常生活賠償オプション**

日常生活賠償保険金 63,000円

用品オプション

電車でタブレット端末を使用中、誤って落としてしまい、
破損した。（97,000円のお支払い）

個人型〔ケガの補償〕 Bセット1口 + **用品オプション**

携行品損害保険金
タブレット修理代100,000円－免責金額3,000円=97,000円

ホールインワンオプション

ホールインワンを達成し、祝賀会の開催と同伴競技者に
記念品を贈呈した。（300,000円のお支払い）

個人型〔ケガの補償〕 Bセット1口 + **ホールインワンオプション**

ホールインワン・アルバトロス費用保険金 300,000円

病気オプション

胃がんと診断され、15日間入院し切除手術をした。
（175,000円のお支払い）

個人型〔ケガの補償〕 Bセット1口 + **病気オプション**

疾病入院保険金 5,000円×15日間= 75,000円
疾病手術保険金 5,000円×20倍 =100,000円

〈被保険者（補償の対象者）となる方〉

個人型

基本補償 **用品オプション（携行品損害）**

病気オプション **本人介護オプション**

被保険者本人 *携行品損害は本人のみの補償です。

日常生活賠償オプション※3 **弁護士費用オプション**

用品オプション（受託物賠償責任）※3

被保険者本人、配偶者、同居の親族※4および別居の未婚の子※5です。

家族型

基本補償 **日常生活賠償オプション**※3

弁護士費用オプション **用品オプション**※3

被保険者本人、配偶者、同居の親族※4および別居の未婚の子※5です。

※1 ■原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
(セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払対象については、「重要事項説明書」の「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。)

■ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は「重要事項説明書」をご参照ください。
① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

保険金額、保険料はP.8、9を参照ください。

個人型												家族型					
ご希望のWeb専用プランをお選びください (個人型と家族型の両方に入加入することができます。)																	
基本補償 【ケガの補償】 【加入限度口数※1】	傷害死亡・後遺障害	268万円	268万円	268万円	268万円	268万円	268万円	268万円	268万円	268万円	268万円	基本プラン			充実プラン		
	傷害入院 (日額)	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	7日目まで※2 2,000円	本人	配偶者	親族	本人	配偶者	親族
	傷害手術	入院中 20,000円	入院中 20,000円	入院中 20,000円	入院中 20,000円	入院中 20,000円	入院中 20,000円	入院中 20,000円	入院中 20,000円	入院中 20,000円	入院中 20,000円	160万円	128万円	80万円	160万円	128万円	80万円
		入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	入院中以外 10,000円	3,000円	2,400円	2,000円	3,000円	2,400円	2,000円
	傷害通院 (日額)	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	7日目まで※2 1,600円	1,500円	1,200円	1,000円	1,500円	1,200円	1,000円
		8日目以降 800円	8日目以降 800円	8日目以降 800円	8日目以降 800円	8日目以降 800円	8日目以降 800円	8日目以降 800円	8日目以降 800円	8日目以降 800円	8日目以降 800円	7,500円	6,000円	5,000円	7,500円	6,000円	5,000円
	骨折・関節脱臼・腱断裂一時金	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	12,000円	10,000円	15,000円	12,000円	10,000円
日常生活賠償オプション 【加入限度口数:1口】			1億円	1億円											1億円		
弁護士費用オプション 【加入限度口数:1口】			弁護士費用等:300万円 (法律相談費用:10万円)												弁護士費用等:300万円 (法律相談費用:10万円)		
用品オプション 【加入限度口数:1口】			携行品損害:10万円 (免責金額:3,000円) 受託物賠償責任:10万円 (免責金額:5,000円)	携行品損害:10万円 (免責金額:3,000円) 受託物賠償責任:10万円 (免責金額:5,000円)											携行品損害:10万円 (免責金額:3,000円) 受託物賠償責任:10万円 (免責金額:5,000円)		
NEWホールインワンオプション 【加入限度口数:1口】				ホールインワン・ アルパトロス費用 30万円													
病気オプション 【加入限度口数:1口】	疾病入院(日額)					5,000円											
	疾病手術					100,000円											
						25,000円											
	疾病放射線治療					50,000円											
	退院後の疾病通院(日額)					2,500円											
先進医療費用						1,000万円											
本人介護オプション 【加入限度口数:1口】							200万円										
		セット名・口数	セット名・口数	セット名・口数	セット名・口数	セット名・口数	セット名・口数	セット名・口数	セット名・口数	セット名・口数	セット名・口数						
保険料	月払	730円	Bセット1口	1,170円	Bセット1口 BL,BY,BKセット	1,200円	Bセット1口 BL,BK,BGセット	年令別の保険料を ご覧ください。	Bセット1口 BSセット	年令別の保険料を ご覧ください。	Bセット1口 BRセット	1,530円	Aセット1口	2,020円	Aセット1口 AL,AY,AKセット		
	年払	7,980円	Eセット1口	12,740円	Eセット1口 EL,EY,EKセット	13,080円	Eセット1口 EL,EK,EGセット	年令別の保険料を ご覧ください。	Eセット1口 ESセット	年令別の保険料を ご覧ください。	Eセット1口 ERセット	16,340円	Dセット1口	21,690円	Dセット1口 DL,DY,DKセット		

病気補償プラン保険料		*病気補償プランの年令は保険始期(令和7年7月1日)時点での満年令となります。(単位:円)																	
満年令	生後15日 ~4才	5~9才	10~14才	15~19才	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~79才	80~84才	85~89才	
月払	1,260	1,140	970	980	1,100	1,270	1,410	1,450	1,470	1,670	2,010	2,520	3,340	4,730	6,600	10,200	15,160	16,780	
年払	13,720	12,460	10,470	10,650	12,020	13,830	15,410	15,770	15,990	18,200	21,900	27,480	36,420	51,650	72,690	111,220	165,390	183,040	

※1 加入限度は、個人型7口、家族型10口(15才未満の場合はそれぞれ5口)かつ、以下限度額を満たすようにご加入ください。他の保険(他社を含む)がある場合には、その合計で以下が限度となります。また、保険金額、保険料は加入口数に応じた倍数の額となります。本制度は8日目以降の保険金額で換算ください。
入院保険金日額15,000円限度 通院保険金日額10,000円限度 骨折・関節脱臼・腱断裂一時金10万円限度

※2 傷害入院保険金および傷害通院保険金には、傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約がセットされています。なお1回の事故で入院・通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。(特定感染症による入院保険金、特定感染症による通院保険金も同様の取扱いです。)

※3 ホールインワンオプションは、個人型のみセットできます。

※4 病気補償プラン、介護補償プランは個人型のみです。ご加入時に健康状況の質問に回答いただきます。

介護補償プラン保険料		*介護補償プランの年令は保険始期(令和7年7月1日)時点での満年令となります。(単位:円)																	
満年令	生後15日 ~4才	5~9才	10~14才	15~19才	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~79才	80~84才	85~89才	
月払	740	740	740	740	740	740	740	740	740	760	800	900	1,110	1,630	2,770	5,230	12,310	23,650	
年払	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,340	8,770	9,830	12,180	17,840	30,180	57,110	134,260	258,010	

ライフステージに合わせて自由にお選びいただける自由設計型もご用意しております。P.8、9をご覧ください。
Web専用プランにご希望のオプションを追加されたい方もP.8、9をご確認ください。

「保険金をお支払いする場合」「お支払いしない主な場合」など詳細はP.14~23をご加入前に必ずご確認ください。

自由設計型は基本補償〔ケガの補償〕の口数とオプション型と家族型の両方*に加入することができます。Web専用プランにオプションを追加する場合もこちらからお選びいただけます。

自由設計型は基本補償〔ケガの補償〕の口数とオプション型と家族型の両方*に加入することができます。Web専用プランにオプションを追加する場合もこちらからお選びいただけます。

*加入限度は、個人型7口、家族型10口（15才未満の場合はそれぞれ5口）かつ、以下限度額を満たすようにご加入ください。他の保険（他社を含む）がある場合には、その合計で以下が限度となります。また、保険金額、保険料は加入口数に応じた倍数の額となります。本制度は8日目以降の保険金額で換算ください。
入院保険金日額15,000円限度 通院保険金日額10,000円限度 骨折・関節脱臼・腱断裂一時金10万円限度

自由設計型

基本補償
〔ケガの補償〕
【加入限度口数*1】

個人型

補償内容			保険料		
傷害死亡・後遺障害		268万円	セット名	B	E
傷害入院 （日額）	7日目まで ^{※2}	4,000円	払込方法	月払	年払
	8日目以降	2,000円			
傷害手術	入院中	20,000円	保険料 （1口あたり）	730円	7,980円
	入院中以外	10,000円			
傷害通院 （日額）	7日目まで ^{※2}	1,600円			
	8日目以降	800円			
骨折・関節脱臼・腱断裂一時金		10,000円			

家族型

補償内容				保険料		
	本人	配偶者	親族	セット名	A	D
傷害死亡・後遺障害	160万円	128万円	80万円	払込方法	月払	年払
傷害入院 （日額）	7日目まで ^{※2}	3,000円	2,400円			
	8日目以降	1,500円	1,200円	保険料 （1口あたり）	1,530円	16,340円
傷害手術	入院中	15,000円	12,000円			
	入院中以外	7,500円	6,000円			
傷害通院 （日額）	7日目まで ^{※2}	1,400円	1,000円			
	8日目以降	700円	500円			
骨折・関節脱臼・腱断裂一時金		10,000円				

ご希望のプランの保険料

月払 年払

基本補償 〔ケガの補償〕	
個人型	()円×()口
	= 円
家族型	()円×()口
	= 円



日常生活賠償オプション
円



弁護士費用オプション
円



用品オプション
円



ホールインワンオプション
円



病気オプション
円



本人介護オプション
円



保険料合計
円

日常生活賠償
オプション
【加入限度口数:1口】

弁護士費用
オプション
【加入限度口数:1口】

用品
オプション
【加入限度口数:1口】

NEW
ホールインワン
オプション
【加入限度口数:1口】

病気
オプション
【加入限度口数:1口】

本人介護
オプション
【加入限度口数:1口】

選べるオプション（追加補償）

「病気」と「本人介護」のどちらもお選びいただけます。

1億円	セット名	BL	EL
	払込方法	月払	年払
	保険料 （1口あたり）	100円	1,130円

弁護士費用等:300万円 （法律相談費用:10万円）	セット名	BY	EY
	払込方法	月払	年払
	保険料 （1口あたり）	210円	2,310円

携行品損害:10万円 （免責金額:3,000円） 受託物賠償責任:10万円 （免責金額:3,000円）	セット名	BK	EK
	払込方法	月払	年払
	保険料 （1口あたり）	130円	1,320円

ホールインワン・アルバイトロス費用 30万円	セット名	BG	EG
	払込方法	月払	年払
	保険料 （1口あたり）	240円	2,650円

疾病入院（日額）	5,000円	(令和7年7月1日時点) 満年齢	BS	ES
疾病手術	入院中	100,000円	月払	年払
	入院中以外	25,000円		
疾病放射線治療		50,000円		
退院後の疾病通院（日額）	2,500円			
先進医療費用	1,000万円			

生後15日～4才	530円	5,740円
5～9才	410円	4,480円
10～14才	240円	2,490円
15～19才	250円	2,670円
20～24才	370円	4,040円
25～29才	540円	5,850円
30～34才	680円	7,430円
35～39才	720円	7,790円
40～44才	740円	8,010円
45～49才	940円	10,220円
50～54才	1,280円	13,920円
55～59才	1,790円	19,500円
60～64才	2,610円	28,440円
65～69才	4,000円	43,670円
70～74才	5,930円	64,710円
75～79才	9,470円	103,240円
80～84才	14,430円	157,410円
85～89才	16,050円	175,060円

介護一時金（本人介護）	200万円	(令和7年7月1日時点) 満年齢	BR	ER
		月払	年払	

生後15日～4才	10円	160円
5～9才	10円	160円
10～14才	10円	160円
15～19才	10円	160円
20～24才	10円	160円
25～29才	10円	160円
30～34才	10円	160円
35～39才	10円	160円
40～44才	10円	160円
45～49才	30円	360円
50～54才	70円	790円
55～59才	170円	1,850円
60～64才	380円	4,200円
65～69才	900円	9,860円
70～74才	2,040円	22,200円
75～79才	4,500円	49,130円
80～84才	11,580円	126,280円
85～89才	22,920円	250,030円

自由設計型は基本補償〔ケガの補償〕の口数とオプション型と家族型の両方*に加入することができます。Web専用プランにオプションを追加する場合もこちらからお選びいただけます。

自由設計型は基本補償〔ケガの補償〕の口数とオプション型と家族型の両方*に加入することができます。Web専用プランにオプションを追加する場合もこちらからお選びいただけます。

1億円	セット名	AL	DL
	払込方法	月払	年払
	保険料 （1口あたり）	100円	1,130円

弁護士費用等:300万円 （法律相談費用:10万円）	セット名	AY	DY
	払込方法	月払	年払
	保険料 （1口あたり）	210円	2,310円

携行品損害:10万円 （免責金額:3,000円） 受託物賠償責任:10万円 （免責金額:3,000円）	セット名	AK	DK
	払込方法	月払	年払
	保険料 （1口あたり）	180円	1,910円

骨折・関節脱臼・腱断裂一時金	10,000円
----------------	---------

※家族型はホールインワンオプション、病気オプション、本人介護オプションをお選びいただけません。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。

個人型の日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション（受託物賠償責任）の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP.31でご確認ください。



※1 加入限度は、個人型7口、家族型10口（15才未満の場合はそれぞれ5口）かつ、以下限度額を満たすようにご加入ください。他の保険（他社を含む）がある場合には、その合計で以下が限度となります。また、保険金額、保険料は加入口数に応じた倍数の額となります。本制度は8日目以降の保険金額で換算ください。
入院保険金日額15,000円限度
通院保険金日額10,000円限度
骨折・関節脱臼・腱断裂一時金10万円限度

※2 傷害入院保険金および傷害通院保険金には、傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約がセットされています。なお1回の事故で入院・通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。（特定感染症による入院保険金、特定感染症による通院保険金も同様の取扱いです。）

※病気オプション、本人介護オプションは健康状況の質問にご回答いただけます。質問事項はP.34、35をご覧ください。
※病気オプション、本人介護オプションの年齢は保険始期（令和7年7月1日）時点での満年齢となります。

〈本人介護オプションとは〉
事故や病気により要介護状態（要介護2以上の状態）となり、その状態が180日を超えて継続した場合に一時金をお支払します。介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的としたオプションです。



*「要介護状態（要介護2以上の状態）」については、P.23を必ずご確認ください。

加入資格

お申込人となれる方



以下の日本郵政株式会社およびそのグループ会社*の正社員、正社員の退職者、契約社員(期間雇用社員*)の方です。
 ※以降日本郵政グループといいます。
 *期間雇用社員には、短時間社員、アソシエイト社員等を含みます。
 ※なお、期間雇用社員の退職者、受託者、出向者、派遣社員、短期アルバイト(勤続3か月未満)の方はお申込みできません。
 ただし、契約社員(期間雇用社員)の退職者で、在職中にご加入されていた場合は、退職後も継続してご加入が可能です。

日本郵政株式会社

【連結子会社】

日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、日本郵政コーポレートサービス株式会社、
 ゆうせいチャレンジド株式会社、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社、JPツーウェイコンタクト株式会社、
 株式会社郵便局物販サービス、日本郵便輸送株式会社、JPビルマネジメント株式会社、日本郵政キャピタル株式会社、
 JPコミュニケーションズ株式会社、日本郵便オフィスサポート株式会社、JP損保サービス株式会社、
 JPロジスティクスグループ株式会社、JPビズメール株式会社、JPシステム開発株式会社、
 株式会社JPメディアダイレクト、日本郵政不動産株式会社、株式会社ゆうゆうギフト、JP東京特選会株式会社、
 日本郵便メンテナンス株式会社、かんぽシステムソリューションズ株式会社、JPロジスティクス株式会社、
 東京米油株式会社、JPインベストメント株式会社、ゆうちょローンセンター株式会社、JPプロパティーズ株式会社、
 JP楽天ロジスティクス株式会社、株式会社JPデジタル、日本郵政建築株式会社、ゆうちょキャピタルパートナーズ株式会社

【持分法適用関連会社】

セゾン投信株式会社、株式会社ジェイエイフーズおおいた、リンベル株式会社、JP投信株式会社、
 日本ATMビジネスサービス株式会社、株式会社Good Technology Company

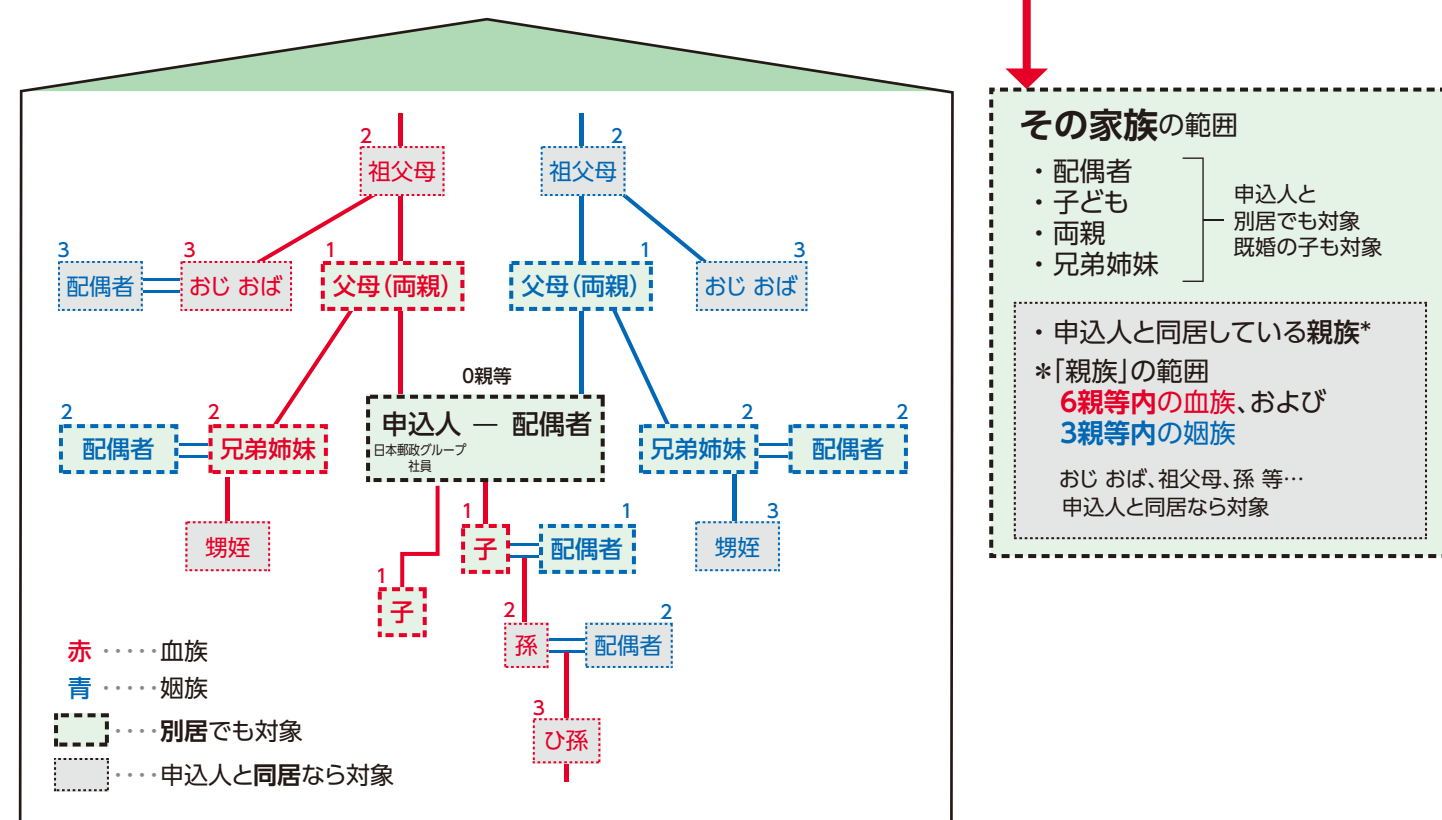
被保険者(補償の対象者)本人となれる方



加入申込票の「個人型・被保険者欄」「家族型・被保険者欄」にお名前が記載された方
 もしくはWeb申込み画面の被保険者本人欄にお名前を入力した方をいいます。

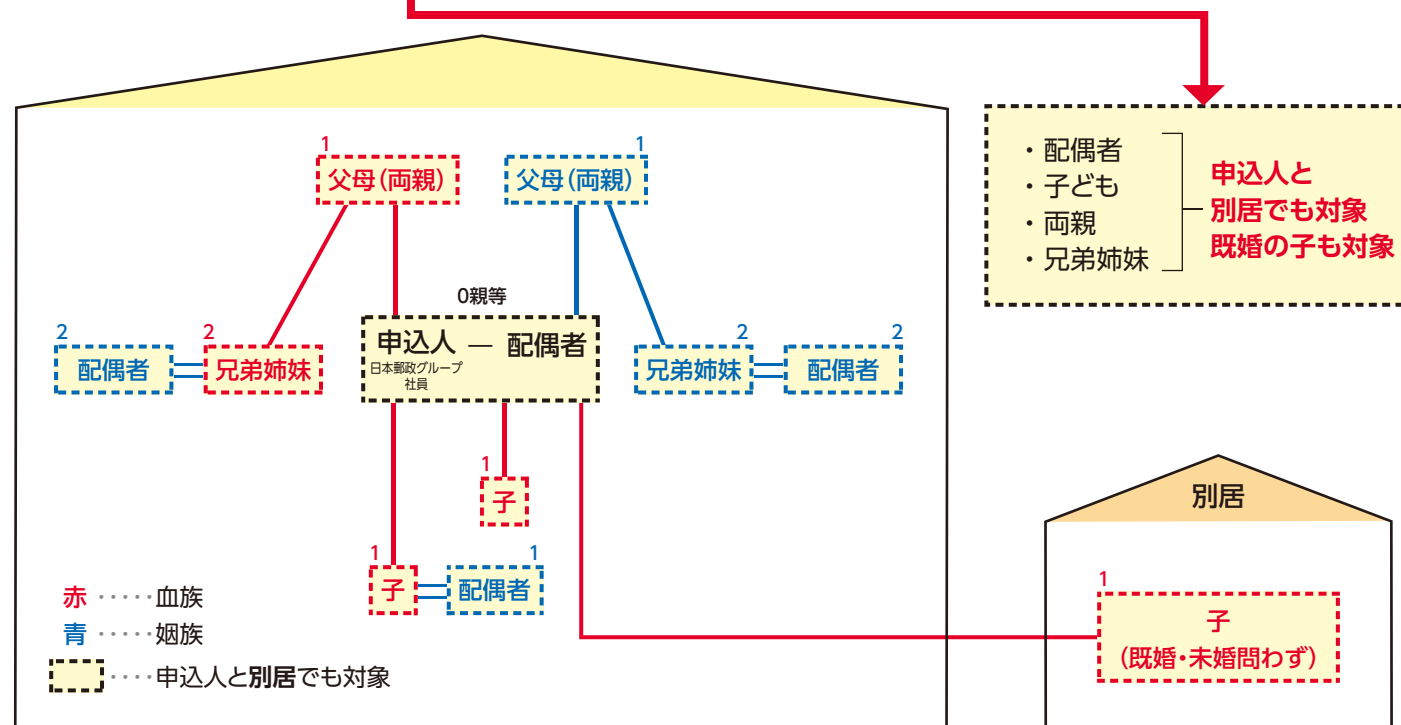
個人型 の被保険者(補償の対象者)本人となれる方の範囲

申込人および**その家族**(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および申込人と同居している親族をいいます。)です。

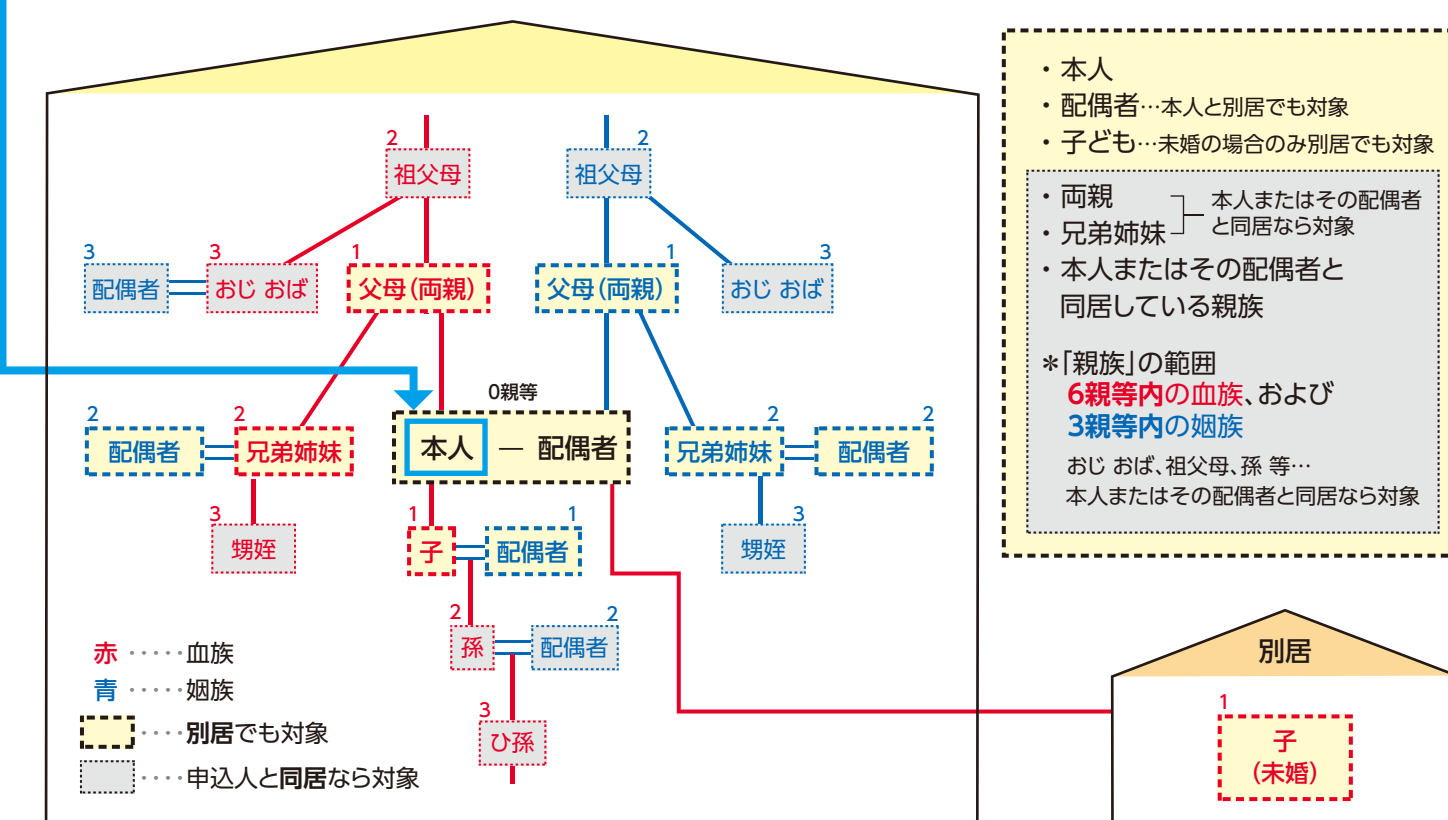


家族型 の被保険者 本人 となれる方の範囲

申込人およびその**配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹**です。



家族型 の被保険者(補償の対象者)の範囲





Q1 加入時の年齢に制限はありますか?

A1 基本補償(ケガの補償)、日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション、ホールインワンオプションについては、年齢制限はございません。
また、病気オプション、本人介護オプションについては、保険期間の開始時点で生後15日～89才までご加入いただけます。

Q2 基本補償を2口以上加入すると、保険金額はどうなりますか?

A2 基本補償1口分の保険金額×加入口数分がご加入の保険金額となります。
※オプションの加入限度口数は1口となります。

Q3 期間雇用社員で勤務しており、今後、退職予定ですが、加入できますか?

A3 補償開始日時点で日本郵政グループに在籍されている期間雇用社員さまは、ご加入いただけます。
※補償開始時点で在籍されていない期間雇用社員さまは、ご加入できません。

Q4 保険期間中に加入することはできますか?

A4 ご加入いただけます。ただし、払込方法は月払のみとなります。

【補償期間】

締切日の翌月1日午前0時～令和8年7月1日午後4時

【ご加入にあたって】

①途中で加入される場合、申込締切は毎月25日23:59、補償期間は上記のとおりとなります。(払込方法は月払に限りです。)

②保険料のお支払いは、毎月ご指定いただきましたゆうちょ銀行総合口座からの自動引落としとなります。

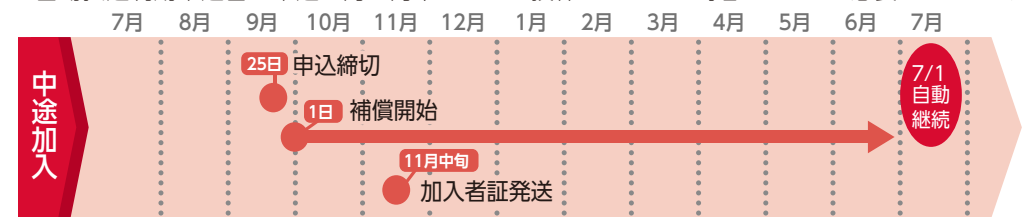
(ご加入者ご本人さま名義の口座に限りです。)

初回の自動引落としは補償開始月の翌々月24日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。

(ご加入例)令和7年9月18日にWeb申込みされた場合、補償期間は令和7年10月1日午前0時から令和8年7月1日午後4時までとなり、保険料の初回お支払いは令和7年12月24日(水)となります。

(第2回目以降の月払保険料は、毎月24日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。)

※自動払込利用申込書が申込み月の月末までにJP損保サービスに到着することが必要となります。



③翌年度以降、継続停止のお申し出がない場合は、7月1日から1年間を単位として自動的に継続されます。

【加入者証送付について】

加入者証は原則補償開始月の翌月中旬頃にお届けします。

Q5 保険期間中に加入内容を変更したい場合や脱退(解約)したい場合は、どうしたらよいですか?

A5 JP損保サービス本社(0120-508-517:無料)までご連絡ください。手続の方法をご案内させていただきます。
保険期間中に脱退(解約)される場合、お申し出日の翌月1日が中途脱退日となります。保険料の取扱いは以下の通りです。
月払:中途脱退月の翌月まで自動引落としにて保険料をお支払いいただきます。
(初回保険料の自動引落としが補償開始月の翌々月から開始されるため)
年払:中途脱退月から保険終期までの期間に応じた保険料を返れいします。

Q6 保険期間中に日本郵政グループを退職することになりましたが、本制度を脱退(解約)する必要はありますか?

A6 本制度はご退職後も継続加入いただけますので、脱退(解約)いただく必要はございません。
職場名の変更のお手続きをお願いします。
なお、退職しても、お申し出がない限り自動継続となりますので、脱退(解約)をご希望される場合には、ご加入者さまからJP損保サービス本社へのご連絡が必要です。

Q7 現在月払で加入していますが、年払へ変更できますか?

A7 継続のタイミングで払込方法の変更ができます。
申込票を訂正のうえ、STEP1にご署名いただき、1枚目を返信封筒でご返送ください。なお、保険期間中の変更はできません。
※訂正方法は、申込票の3枚目(ご記入例)をご確認ください。

Q8 現在、「特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件」で加入していますが、病気が完治しました。条件を変更することはできますか?

A8 ご加入時にご申告いただいた病気が完治している場合は、再度、継続時に健康状況を告知いただくことで条件が緩和される場合もございます。継続時にP.34、35の健康状況告知書 質問事項をご確認いただき、改めて健康状況告知を行ってください。

ご加入方法とスケジュール

保険期間 令和7年7月1日午後4時～令和8年7月1日午後4時

新たにご加入される方 (中途加入も含みます)

ご加入方法 Web申込用チラシの二次元コードまたはURLからWebでお申込みください。
お申込み後にゆうちょ銀行「自動払込利用申込書」をJP損保サービスまでご提出ください。
(ご加入者さまご本人さま名義の口座に限りです。)

締切日 令和7年6月25日(水) 23:59

※自動払込利用申込書が申込み月の月末までにJP損保サービスに到着することが必要となります。

中途加入の場合

締切日 毎月25日 23:59

補償期間 締切日の翌月1日午前0時～令和8年7月1日午後4時

ご注意ください 中途加入(6月25日を過ぎてお申込み)する場合の保険料の払込方法は『月払』のみとなります。
中途加入の場合のスケジュール等はP.12の「A4」を必ずご確認ください。

すでにご加入されている方

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入されている皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

補償内容を変更される場合、住所・職場名変更等がある場合、生年月日が印字されていない場合は同封されている「継続加入申込票チェックシート」を参照のうえ、加入申込票をJP損保サービス株式会社までご提出ください。(加入申込票の3枚目が記入例となっています。)

締切日 令和7年5月16日(金)

加入内容および加入申込票に印字されている内容に変更がなければ、特段のお手続は不要です。
前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続の取扱いとさせていただきます。



自動継続終了の取扱い

住所変更等のご連絡がなく、ご継続の書類が5年間お届けできない場合には、自動継続を停止し、補償を終了とさせていただきます。
住所、連絡先電話番号、職場名に変更がありましたら必ずJP損保サービスまでお申し出ください。

ご加入方法とスケジュール

保険料のお支払 ご指定いただきましたゆうちょ銀行総合口座からの自動引落としとなります。
初回の自動引落としは補償開始月の翌々月24日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。

例 4月18日(金)お申込み ▶ 7月1日(火)補償開始日 ▶ 9月24日(水)初回保険料引落とし

保険料の払込みがない場合は、保険料の払込みが停止した月の前々月1日からの脱退となります(補償がなくなります)。

加入者証

7月下旬発送

新たにご加入の方

・加入者証が到着するまでは、Webお申込み内容のPDFを保管ください。
・上記締切日を過ぎてお申込みする場合はP.12「A4」をご覧ください。

既にご加入されている方

・今年度の加入者証が到着するまでは、前年の加入者証や、加入申込票のお客さま控をお手元で保管ください。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合			
※印を付した用語については、P.22～23の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）			
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保 険 金	傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（180日）中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

[次ページにつづく](#)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保 険 金	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約		前ページのつづき ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
	傷害通院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。
	骨折・関節脱臼・ 腱断裂一時金 ★骨折・関節脱臼・ 腱断裂一時金 支払特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、特約記載の次のいずれかに該当した場合 ① 骨折（病的骨折および特発骨折を除きます。） ② 関節脱臼（先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除きます。） ③ 腱の断裂（病気※を原因とする腱の断裂を除きます。）	骨折・関節脱臼・腱断裂一時金額の全額 (注1) 保険期間を通じて1回を限度とします。 (注2) 家族型への変更に関する特約をセットした場合は、被保険者1名につきそれぞれ1回を限度とします。
	特定感染症による 後遺障害保険金 ★特定感染症危険 「後遺障害保険金、 入院保険金および 通院保険金」 補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病※の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
特定感染症による 入院保険金 ★特定感染症危険 「後遺障害保険金、 入院保険金および 通院保険金」 補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ① 入院※した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数 (注1) 感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症※を発病※した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。） など

[次ページにつづく](#)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約		前ページのつづき (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その特定感染症のため通院 [※] された場合（以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 (注1) 感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 [※] を発病 [※] した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間 [※] （180日）が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数 [※] （90日）に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	P.15「特定感染症による後遺障害保険金」の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のアまたはイの偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のアまたはイの偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] 、同居の親族および別居の未婚 [※] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とし、ます。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 − 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 − 免責金額[※](0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族 [※] に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 [※] の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等[※]の額 (※1) 引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用[※]の額 (※2)	① 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ② 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律相談 [※] を行った場合 ^(※2) (※1) 「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊 ^(※3) または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (※2) 被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (※3) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] 、同居の親族および別居の未婚 [※] の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した^(※1)の額 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した^(※2)の額 (※1) 1事故^(※3)につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (※2) 1事故^(※3)につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (※3) 1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1) 保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者[※]から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等 [※] の無資格運転または酒気帯び運転 [※] 中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用動産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。（環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。） ●住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質（医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど）の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談 [※] を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によって発生した被害（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使（住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等）によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット ☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1) 「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (※2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	損害の額 − 免責金額[※](1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額 [※] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族 [※] の故意による損害 ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など

[次ページにつづく](#)[次ページにつづく](#)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害 保険金 ★携行品 損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット ☆携行品損害 補償特約の 保険の対象の 追加に関する 特約セット		前ページのつづき (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携 行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険 種類の特約や引受保険会社以外の保険 契約を含みます。）が他にある場合、補償の 重複が発生することがあります。補償内容の 差異や保険金額、加入の要否をご確認い ただいたうえでご加入ください。	前ページのつづき ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行 品の電気的事故・機械的事故(故障等)によ る損害。ただし、これらの事由によって発生し た火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただ し、その結果として他の携行品に発生した損 害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ 行為による損害は、条件付戦争危険等免責 に関する一部修正特約により、保険金の支 払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津 波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「携行品」」 の損害 など
受託物賠償責任 保険金 ★受託物 賠償責任 補償特約	保険期間中で、受託物(※1)を住宅内保 管中または一時的に住宅外で管理して いる間に、損壊(※2)・紛失・盗難にあったこ とにより、受託物について正当な権利を有 する方に対して法律上の損害賠償責任 を負われた場合 (※1)「受託物」とは、被保険者が日本国 内において、日常生活の必要に応 じて他人(レンタル業者を含みます 。)から預かった財産的価値を 有する有体物をいいます。ただし、 別記の「補償対象外となる主な 『受託物』」を除きます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損 をいいます。ただし、滅失には盗 難、紛失または詐取を含みません。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、 同居の親族および別居の未婚※の 子となります。なお、これらの方が責 任無能力者である場合は、親権者・ 法定監督義務者・監督義務者に代 わって責任無能力者を監督する方 (責任無能力者の6親等内の血族、 配偶者および3親等内の姻族に限り ます。)を被保険者とします。「同居の 親族」とは、本人またはその配偶者と 同居の、本人またはその配偶者の6 親等内の血族および3親等内の姻 族をいいます。「別居の未婚の子」と は、本人またはその配偶者と別居 の、本人またはその配偶者の未婚の 子进行います。	被保険者が損害賠償請求権者に対して 負担する法律上の損害賠償責任の額(※) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用 または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して 損害賠償金を支払ったことにより 代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(1回の事故につき5,000円) (※)被害受託物の時価額が限度となります。 (注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金 額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらか じめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害 の発生または拡大を防止するために必要ま たは有益であった費用、示談交渉費用、争 訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険 種類の特約や引受保険会社以外の保険 契約を含みます。）が他にある場合、補償の 重複が発生することがあります。補償内容 の差異や保険金額、加入の要否をご確認 いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の 法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による 損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※ または麻薬等を使用しての運転中の事故に よる損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・か び・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、 ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)によ る損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託 物の電気的事故・機械的事故(故障等)によ る損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他こ れらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償 責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力である ものを含みません。)、銃器、職務のために使 用する動産または不動産の所有、使用また は管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償 責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって 加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠 償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠 償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく 反したことまたは本来の用途以外に受託物 を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津 波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」 の損害 など
ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金 ★ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活 補償保険用)	日本国内のゴルフ場※において被保険者 が達成した次のホールインワン※またはアル バトロス※について、達成のお祝いとして 実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃※した ホールインワンまたはアルバトロス ア.同伴競技者※ イ.同伴競技者以外の第三者(同伴 キャディ※等。具体的には次の方を いいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、 ゴルフ場内の売店運業者、ワ ン・オン・イベント業者、先行・後続 のパーティのプレイヤー、公式競 技参加者、公式競技の競技委 員、ゴルフ場に入出入りする造園 業者・工事業者 など 次ページにつづく	次の費用のうち実際に支出した額 ア.贈呈用記念品購入費用(※1) イ.祝賀会に要する費用 ウ.ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ.同伴キャディ※に対する祝儀 オ.その他慣習として負担することが適当な社会貢 献、自然保護(※2)またはゴルフ競技発展に役 立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝 礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場におい てホールインワン※またはアルバトロス※を記念 して作成するモニュメント等の費用(ただし、保 険金額の10%が限度となります。) (※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、 商品券等の物品切手、プリペイドカードは含 まれません。ただし、被保険者が達成を記念 して特に作成したプリペイドカードは贈呈用 記念品に含みます。 次ページにつづく	●日本国外で達成したホールインワン※または アルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ 場で達成したホールインワンまたはアルバトロ ス ●ゴルフ場の使用人(※)が実際に働いているゴ ルフ場で達成したホールインワンまたはアル バトロス など (※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含 みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金 ★ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活 補償保険用)	前ページのつづき (注1)原則として、セルフプレー中に達成し たホールインワンまたはアルバトロス は保険金支払いの対象にはなりま せん。ただし、セルフプレーでキャディ を同伴されていない場合でも、同伴 キャディの目撃証明に替えて前記イ の目撃証明がある場合に限り保険 金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則 ショットからカップインまでのボールの 行方を連続して目視することをいい ます。例えば、達成後にボールがカッ プインした状態だけを目視した場合 は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料(※1)によりその達成を客観的に 証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロ スは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35 以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の 場合は同伴競技者は不要です。)プレー中 のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所 定のホールインワン・アルバトロス証明書(※2) により証明できるものに限ります。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等に よりホールインワンまたはアルバトロスの 達成を客観的に確認できる記録媒体 に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アル バトロス証明書」には次のすべての方 の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワン またはアルバトロスの達成を目撃し た第三者(達成証明資料がある 場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者または その業務を代行もしくは行使する 権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業 としている方が被保険者となる場合にはセット することができません。	前ページのつづき (※2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化 促進会への寄付をご希望される場合な どを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールイン ワンまたはアルバトロスごとにホールインワ ン・アルバトロス費用保険金額が限度と なります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償 する保険を複数(引受保険会社、他の 保険会社を問いません。)ご加入の場 合、ホールインワン・アルバトロス費用保険 金のお支払額は単純に合算されず、最 も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保 険種類の特約や引受保険会社以外の 保険契約を含みます。）が他にある場 合、補償の重複が発生することがありま す。補償内容の差異や保険金額、加入 の要否をご確認いただいたうえでご加 入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所 定のホールインワン・アルバトロス証明書 および各種費用の支払いを証明する領 収書等の提出が必要となります。	
疾病入院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット P.21(☆) 参照	保険期間の開始後(※)に発病※した病気※のため、 保険期間中に入院※された場合 (以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入され た場合は、継続加入してきた最初のご契約 の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含み ません。 ・疾病入院された日からその日を含めて 支払対象期間※(1,095日)が満了した 日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院※について、疾病入院 保険金を支払うべき日数の合計が支払限 度日数※(120日)に到達した日の翌日以降 の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中 にさらに疾病入院保険金の「保険金をお 支払いする場合」に該当する病気※を発 病※された場合は、疾病入院保険金を重 ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け 取るべき方の故意または重大な過失による 病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による 病気 ●精神障害(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ 行為による病気は、条件付戦争危険等免責 に関する一部修正特約により、保険金の支払 対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等)(※3)の対 象となるべき期間については、保険金をお支 払いします。) ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群※、 腰痛その他の症状を訴えている場合に、そ れを裏付けるに足る医学的 he 覚所見 のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象 とならない病気(※4)(加入者証等に記載されま す。) など (注) 保険期間の開始時(※5)より前に発病※し た病気(※4)については保険金をお支払い しません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続 加入された場合で、病気を発病した時が、 その病気による入院※を開始された日(※6) からご加入の継続する期間を週及して1 年以前であるときは、保険金をお支払いし ます。
疾病手術 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術 保険金等 支払倍率 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット P.21(☆) 参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、そ の病気※の治療※のために疾病入院保険金 の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を 受けられたとき。 ②保険期間の開始後(※)に発病※した病気の 治療のために、保険期間中に手術を受けられ た場合 (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入され た場合は、継続加入してきた最初のご契約 の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記 のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか 1つの手術についてのみ保険金をお支 払いします。	次ページにつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保 険 金	疾病手術 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術 保険金等 支払倍率 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット P.21(☆) 参照		前ページのつづき ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	前ページのつづき (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
	疾病放射線 治療保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット P.21(☆) 参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に放射線治療※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(※)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	
	疾病通院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神 障害特約 セット P.21(☆) 参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償 特約 ☆特定精神障害 補償特約セット		ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(※1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払します。 ア.先進医療に要する費用(※) イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(※5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。

[次ページにつづく](#)

[次ページにつづく](#)

[次ページにつづく](#)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償 特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	前ページのつづき ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	前ページのつづき (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページのつづき (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	介護一時金 本人介護 ★介護一時金 支払特約 ☆要介護3以上 から要介護2 以上への補償 範囲拡大に 関する特約 (介護一時金 支払特約用) セット	保険期間中に、被保険者(※)が要介護状態(要介護2以上の状態)※となり、180日を超えて継続した場合 (※)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。))による要介護状態 など (注)保険期間の開始時(※1)より前に要介護状態の原因となった事由(※2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(※2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。 (注)保険期間の開始時(※1)より前に要介護状態の原因となった事由(※2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(※2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気※を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(※1)の原因となった病気(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気(※2)を発病した時が、その病気による入院(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
(※1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
(※2)疾病入院(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

補償対象外となる運動等
山岳登山^(＊1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(＊2)操縦^(＊3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(＊4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (＊1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (＊2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (＊3) 職務として操縦する場合は含みません。 (＊4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・さ章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など
補償対象外となる主な「受託物」
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

【特約の説明】

セツトする特約	特約の説明				
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セツト)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。				
天災危険補償特約 (A・B・D・Eセツト)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。 <table><tr><td colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</td></tr><tr><td>・先進医療費用保険金</td><td>・骨折・関節脱臼・腱断裂一時金</td></tr></table>	同様の取扱いとなる保険金		・先進医療費用保険金	・骨折・関節脱臼・腱断裂一時金
同様の取扱いとなる保険金					
・先進医療費用保険金	・骨折・関節脱臼・腱断裂一時金				
傷害入院保険金および傷害通院保険金の 7日間2倍支払特約 (A・B・D・Eセツト)	傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院※または通院※の最初の7日間に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金の2倍の額をお支払いします。 (注1) 1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。 なお、傷害入院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガ※をされた場合でも、2倍のお支払いをする日数は最初の傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。 (注2) ご加入されたご契約に傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセツトされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。 <table><tr><td colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</td></tr><tr><td>・特定感染症による入院保険金</td><td>・特定感染症による通院保険金</td></tr></table>	同様の取扱いとなる保険金		・特定感染症による入院保険金	・特定感染症による通院保険金
同様の取扱いとなる保険金					
・特定感染症による入院保険金	・特定感染症による通院保険金				
熱中症危険補償特約 (A・B・D・Eセツト)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。				
家族型への変更に関する特約 (A・Dセツト)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。				
疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (BS・ESセツト)	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。				

【※印の用語のご説明】

ア行

- 「アルパトロス」とは、ホールインワン[※]以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気[※]をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気[※](これと医学上因果関係がある病気[※]を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

カ行

- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(＊)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(＊)いずれもそのための練習を含みます。
- 「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(＊)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(＊)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等[※]の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療[※]の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※]を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間[※]内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院[※]が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「司法書士が行う相談」とは、司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等[※]を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(＊1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療[※]に該当する診療行為(＊2)
(＊1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(＊2)②の診療行為は、治療[※]を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等[※]、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術[※]または放射線治療[※]を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師[※]が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療[※]を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制

タ行

- 度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(＊)
(＊)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン[※]またはアルパトロス[※]を達成したゴルフ場[※]に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルパトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン[※]またはアルパトロス[※]を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療[※]が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師[※]の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- 「発病」とは、医師[※]が診断^(＊)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(＊)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ[※]以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「弁護士費用等」とは、損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用[※]を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。
①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬(＊1)、司法書士報酬(＊1)または行政書士報酬(＊2)
②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
(＊1)弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。
- (＊2)書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
②先進医療[※]に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「法律相談」とは、次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為(＊)、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。
① 弁護士が行う法律相談
② 司法書士が行う相談[※]
③ 行政書士が行う相談[※]
(＊)審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
- 「法律相談費用」とは、法律相談[※]の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

マ行

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せず、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は該当しません。

ヤ行

- 「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
①公的介護保険制度[※]の第1号被保険者(65才以上)
要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
- ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

ご注意（必ずお読みください）

●この保険は日本郵政株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上（幹事会社）	引受割合	51.2%
損保ジャパン		26.0%
東京海上日動		22.8%

なお団体総合生活補償保険（MS&AD型）の疾病補償部分につきましては、三井住友海上が100%の引受割合となります。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。（加入口数が限度口数内であっても制限させていただく場合があります。）あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約、携行品損害補償特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

●保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

<自動継続の取扱いについて>

●前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

<税法上の取扱い>（2025年2月現在）

●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、基本補償（ケガの補償）のみの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）/保険金額（ご契約金額）/保険期間（保険のご契約期間）/保険料・保険料払込方法

2.加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

※ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

※ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3.次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）

・既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険（MS&AD型）健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重（*）することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

（*）保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1.健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）または団体構成員ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

（注）告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2.正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4.健康に関する告知が必要な方

・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容（○:あり、×:なし）		回答が必要な質問事項（○:回答要、×:回答不要）		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	○	×	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です		

※令和5年度満期時点で本人介護オプションのBHセット、EHセットにご加入されていた方で、BRセット、ERセットへの切替えを検討される場合のお取扱いについては、P.28をご参照ください。

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 本人介護

5.現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6.保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（*1）より前に発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（*1）より前に被ったケガまたは発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
介護一時金支払特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時（*1）より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

（*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

（*2）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

（*3）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7.その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
(*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
介護一時金支払特約 本人介護	＜告知の結果、お引受けできる場合＞ 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
先進医療費用保険金補償特約	＜告知の結果、お引受けできない場合＞ ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】
加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除・訂正署名のうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

※ 健康状況告知書質問事項回答欄 3枚目(記入例)の裏面の質問事項を参照のうえ正確にご回答ください

質問 1 (病気)	質問 2 (病気)	質問 3 (本人介護)	特定疾病対象外欄 (お引受可否)
LKA	LKH	L1A	
はい 3	はい 3	はい 3	「はい」の場合、該当補償についてお引受けできません。詳細は3枚目(記入例)裏面の健康状況告知書質問事項をご参照ください。
いいえ 4	いいえ 4	いいえ 4	506 疾病コード 三住 太郎 疾病コードが「R0」の場合のみ 507 疾病・症状名 三住 太郎
※ 告知者ご署名欄 (注3)をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方が署名してください。			
LW8 告知日 漢字氏名(自署) 三住 太郎			
R(令和) R6 年 10 月 1 日 漢字氏名(自署)			

・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A 0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A 1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血拴、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A 2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A 3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A 4	低血圧症
消化器系の疾患	B 0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B 1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B 2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B 3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B 4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B 5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C 0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C 1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C 2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔彎曲症

分類	疾病コード	疾病・症状名
泌尿器・生殖系系の疾患	D 0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D 1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D 2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D 3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E 0	糖尿病・高血糖症
	E 1	痛風
	E 2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血系系の疾患	F 0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G 0	結核(腎結核を除きます。)
	G 1	腎結核
	G 2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G 3	細菌性心内膜炎
神経・感覚器系の疾患	G 4	淋病、梅毒、その他の性病
	H 0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H 1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H 2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
筋・骨格系の疾患	H 3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
	J 0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J 1	膠原病※、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J 2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K 0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L 0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M 0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N 0	職業病
精神障害	P 0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかる疾患	Q 1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q 2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R 0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

令和5年6月以前に本人介護オプション（BHセット、EHセット）にご加入されているお客さまへ

- ・新規での加入はいただけません。令和5年度満期時点でご加入中の方のみご継続いただけます。
- ・新設されたBRセット、ERセットへ移行される場合、健康に関する告知について再度告知が必要です。尚、他の疾病補償にもご加入されている方は疾病に関する補償の拡大が本移行のみであれば、質問3のみご回答ください。
- ・新設されたBRセット、ERセットは「要介護2以上の状態」を補償し、「要介護3以上の状態」を補償するBHセット、EHセットより補償範囲が拡大されています。ぜひ令和7年度保険期間中の移行をご検討ください。
- ・ただし移行された場合も、要介護状態の原因となった事由が発生した時が移行後の保険契約の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は原則低いお支払条件で算出した金額となります。詳細は、P.20またはP.29「（注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】」をご参照ください。
- ・健康に関する告知についての詳細は、P.25～27、34～35をご参照ください。また健康に関する告知に該当し、新設されたBRセット、ERセットへの移行ができない場合は別途、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- ・詳細は同封のチラシをご確認ください。（該当の方のみ封入しています。）

【補償内容・保険料】		補償内容		保険料	
本人介護 オプション 【加入限度口数:1口】	介護一時金(本人介護)	100万円	(令和7年7月1日時点)		
			満年令	BH 月払	EH 年払
			生後15日～4才	10円	70円
			5～9才	10円	70円
			10～14才	10円	70円
			15～19才	10円	70円
			20～24才	10円	70円
			25～29才	10円	70円
			30～34才	10円	70円
			35～39才	10円	70円
			40～44才	10円	70円
			45～49才	10円	140円
			50～54才	30円	290円
			55～59才	60円	660円
			60～64才	130円	1,420円
			65～69才	290円	3,220円
			70～74才	650円	7,050円
			75～79才	1,390円	15,190円
			80～84才	3,530円	38,460円
			85～89才	7,390円	80,610円

●介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

【保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 ★介護一時金 支払特約	保険期間中に、被保険者（*）が要介護状態（要介護3以上の状態） [*] となり、180日を超えて継続した場合（*）この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 （注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 （注）介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] 中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療 [*] を目的として医師 [*] がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。）による要介護状態 など （注）保険期間の開始時（*1）より前に要介護状態の原因となった事由（*2）が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（*2）が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 （*1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*2）公的介護保険制度 [*] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合は含みます。

【^{*}印の用語のご説明】（P.22～23に掲載のものを除く。）

- 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- ①公的介護保険制度^{*}の第1号被保険者（65才以上）
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

万一、事故が発生した場合は

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書　・引受保険会社所定の同意書　・事故原因・損害状況に関する資料　・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)　等)　・引受保険会社所定の診断書　・診療状況申告書　・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書　・死亡診断書　・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類　・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類　・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できますことがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

●ご加入者さまへご継続のご案内並びに加入者証などのお届けをもれなく実施することなどを目的として、引受保険会社が取得した個人情報の一部(ご加入されている補償内容ならびに保険金の支払い状況を除く)を日本郵政グループ各社へ提供し、各社からご加入者さまの所属に関わる情報などを取得することがあります。

●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、引受保険会社ならびにJP損保サービスに提供します。

●JP損保サービスは、本契約に関する個人情報を保険商品やそのサービスの提供とご案内並びにJP損保サービスが仲介する提携会社の保険関連サービスの提供とご案内のために必要な範囲で利用するほか、提携する他の保険代理店とともに保険商品やそのサービスの提供とご案内に必要な範囲で利用します。その他の目的には利用しません。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

詳細につきましては、JP損保サービスのホームページ(<http://www.jp-sonpo.co.jp/>)に掲載の個人情報の保護に関する基本方針をご覧ください。JP損保サービス各営業所までお問合わせ願います。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	ー	ー
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
介護一時金支払特約 本人介護	
先進医療費用 保険金補償特約	
日常生活賠償特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)
受託物賠償責任補償特約	(e) (a) から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。
ホールインワン・ アルパトロス費用 補償特約 (団体総合生活 補償保険用)	本人(*2)
弁護士費用特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)

(※1) 家族型には「家族型への変更に關する特約」がセットされます。

(※2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族

・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りです。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となつていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はP.14～23のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

P.14～23をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

P.14～23をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

P.14～23をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2.保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

分割払の場合には、払回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本郵政株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- 【告知事項】
 - ①他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
 - ②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
 - ③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の継続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
- a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
 - b.この保険契約(*)を解約すること。
- (*)保険契約…その被保険者に係る部分に限りです。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型)	自動車保険
	日常生活賠償特約	日常生活賠償特約
	弁護士費用補償特約	弁護士費用特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型)	ゴルファー保険
	ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

P.14～23をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

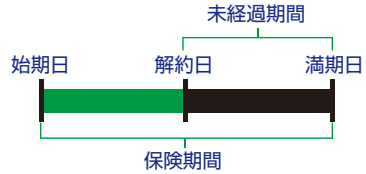
7.解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

9.個人情報の取扱いについて

P.30をご参照ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】JP損保サービス株式会社

0120-508-517(無料)

受付時間:平日 10:00～17:00

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】**0570-022-808**

・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

病気オプション・本人介護オプションに新たに加入される場合、下記質問事項に回答ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD型） 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- 下記の質問事項には、被保険者（補償の対象者）ご自身がお答えください。^{（＊）}
- ^{（＊）}告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	●ケガ[*] ●正常分娩 ＊以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
-----------------	---

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1,2につきご回答ください。
質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。
質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

質問1	＊「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。 次のいずれかに該当しますか（ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等[*]は除きます）。 ①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等[*]をすすめられている。 ②告知日（ご記入日）より過去2年以内に病気で、継続して14 日以上入院をしたことがある。 ＊再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
質問2	＊「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。 告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査[*]・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。 ①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」 ＊検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。
質問3の回答が「はい」の場合 ：「本人介護補償」はお引受けできません。
質問3の回答が「いいえ」の場合:「本人介護補償」をお引受けします。

＊病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問3	＊「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問1,2にもご回答ください。 次のいずれかに該当しますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、次ページの「病名・症状一覧（介護）」記載の病気や症状と診断されたことがある
-----	--

※令和5年度満期時点で本人介護オプションのBHセット、EHセットにご加入されていた方で、BRセット、ERセットへの切替えを検討される場合のお取扱いについては、P.28をご参照ください。

疾病・症状一覧（介護）

脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます） ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全 等） ●不整脈（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます） ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症 等） ●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大 等） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞 等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺気腫、慢性気管支炎） ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症 等） ●肺線維症 ●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症 等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 [*] ●C型肝炎 [*] ＊ウイルスキャリア（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●脳腫瘍
その他	●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限り） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・知的障害・発達障害 ^{（注）} ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（ https://www.nanbyou.or.jp ）等でご確認ください。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください） （注）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^{※1}については、保険金をお支払いしません。
各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」または「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。
引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード^{※2}からアクセスいただけます。

※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。
※2 QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、二重線で削除してください。
なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>
ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

34

35